国民年金 お知らせ

こんなときは届け出が

けられなくなる場合がありま なかったために将来年金が受 に行いましょう。 ことがあります。届け出をし よって加入者の種類が変わる 職 や退 次の届け出は忘れず 結婚などに

|20歳になったとき

時に申請をしてください。 特例(※)を希望される方は同 ることとなりますので手続き になったら国民年金に加入す ※学生特例納付とは に加入している方を除き20歳 すでに厚生年金(共済組合) なお、 学生納付

学生本人の前年の所得が一 承認されると、その年度の 定額以下の方は、 申請して

> 学校があります。) 制度(一部対象とならない 保険料の納付が猶予される

■会社に就職したとき

要です。 の事業所を通じて国民年金第 養配偶者がいる場合も勤務先 3号被保険者への手続きが必 業所を通じて行います。被扶 人する手続きは、勤務先の事 厚生年金 (共済組合) に 加

■会社を退職したとき

です。 者への種別変更手続きが必要 号被保険者から第1号被保険 併せて配偶者の国民年金第3 3号被保険者)がいる場合は、 必要です。扶養する配偶者(第 第1号被保険者への手続きが 入していた人が60歳前に退職 たときは、 厚生年金(共済組合)に加 役場で国民年金

康保険) 保医療係 年金手続きと併せて行ってく 業所が交付する社会保険等離 を除き、 56) ·住民総合相談室 手続きも必要になります。 ※この場合、 証明書と印鑑を持参のうえ 詳細は健康福祉課国 を任意加入する場合 国民健康保険の加入 (追分庁舎☎②45 社会保険等 (健 事

> 組合)に加入している夫(妻) 合せください |結婚などで厚生年金

庁舎 222735)

にお問

41

の扶養になったとき

とき 険者の手続きをしてください。 ■被扶養配偶者でなくなった 通じて、国民年金第3号被保 配偶者の勤務先の事業所を

険者への種別変更の手続きを 3号被保険者から第1号被保 してください。 たときは、役場で国民年金第 ら外れたり、 本人の収入が増えて扶養か 配偶者が退職し

入している方が65歳 給者)になったとき ■厚生年金(共済組合) (年金受 に加

手続きをしてください 1号被保険者への種別変更の 役場で第3号被保険者から第 60歳未満の被扶養配偶者は、

加 入 者 0 種 類

金に加入しなければなりませ 住所のある人すべてが国民年 20 歳になると、 日本国内に

加入者は、 保険料の納付方

> ため次の3種類に分類されま 法や給付方法が異なっている

第1号被保険者

者、学生 自由業者などの人とその配偶 自営業者、農林漁業者、 無職

第2号被保険者

組合員、 厚生年金保険加入者、 船員 共済

第3号被保険者

偶者 保険者)に扶養されている配 会社員などの第2号被保険 (厚生年金・共済組合の 被

ださい。 関する届出) 保険料に関する届出・給付に ついては左記へお問い合せく あります。 保険者の資格に関する届出 このほかにも各種 各種届出の詳細に が必要な場合が 届 出 被被

届出・問合せ 住民総合相談室 籍住民係公229 住民生活 (追分庁舎) 課戸

25 2 4

日にっぽん 1月1日からスター 午金機

す。 機構」として生まれ変わりま 織・人員を一新し「日本年金を目指して、社会保険庁は組 層のサービス向上の実現 国民の皆様の信頼に応え

の手続きをしていただくこ 設立に伴い、皆様方に何らか ます。なお、日本年金機構のて引き続きご利用いただけ 務所」へと名称が変わります 険事務所は、新たに「年金事 が、年金相談などの窓口とし 現在あるお近くの社会保 一切ありませんので、

とは 平成 22 年 1 月 1 日から (廃止) 社会保険庁 日本年金機構 (公的年金の財政 (公的年金の運営業務) 責任・運営責任)